

建設委員会 組織改正に伴う新組織の事務分掌

新組織名	事務分掌・理由等
都市建設部 都市建設課 まちづくり課	<p>企画調整課と都市計画課の合併により都市建設課を新設した。</p> <p>エリアデザイン地区と密接に関係しているまちづくり課を都市建設部本部に移管し、エリアデザイン推進室との協力体制を強化した。</p>
鉄道立体推進室 鉄道関連事業課	<p>踏切が無くなり、竹ノ塚駅周辺のまちづくりを強力に進められる状況となったため、竹の塚整備推進課の事務をまちづくり課に移管した。</p>
道路公園整備室 道路公園管理課 東部道路公園維持課 西部道路公園維持課 パークイノベーション推進課 道路整備課 安全設備課	<p>道路と公園を一体的に面的な維持管理を行うため、道路整備室とみどりと公園推進室を統合し、道路公園整備室を新設した。室内に、道路公園管理課、東部道路公園維持課、西部道路公園維持課、パークイノベーション推進課、道路整備課、安全設備課を設置した。</p>
建築室 建築審査課 建築防災課 開発指導課	<p>震災や火災などに強いまちづくりを推進するため、市街地整備室の密集地域整備課を建築室に統合し、密集事業や耐震化促進事業、細街路整備事業を所管する建築防災課を配置した。</p> <p>建築行政事務等を開発指導課へ一元的に集約し、開発指導をはじめ、中高層建築物の紛争予防、建築物の特例許可、建築監察、用途照会事務等を連携させる効率的な事務配置とした。</p> <p>従来 of 建築調整課に代わり、建築審査課を室庶務担当課とすることで、室体制の見直しを図った。</p>